

近江商人の「陰徳」観念

前田 勉

名誉教授

The Idea of Secret Charity “陰徳” in Ohmi Merchants

Tsutomu MAEDA

Professor Emeritus of Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

1 近江商人の仏教信仰説への疑問

近江商人とは、江戸時代、全国的に目覚ましい活躍をした近江国出身の商人である。彼らは近江国内の特産物や上方の呉服・太物などを他国に運んで卸・小売りし、復路でその土地の特産物を購入し、近江や上方に運ぶ「のこぎり商い」を行ない、近江に本宅を置きながら、全国各地に出店を開設し、産物廻しを行なった。思想史的には、この近江商人の勤勉さを仏教信仰と結びつけることが通説となっている。とくに、M・ウェーバーのプロテスタンティズムの世俗内禁欲説をもとにして、戦前、社会学者内藤莞爾が浄土真宗との関連を説き始め⁽¹⁾、R・N・ベラーが受け継ぎ⁽²⁾、宗教学者芹川博通⁽³⁾にいたっている。この近江商人の仏教信仰説は、西欧資本主義の精神の成立問題との比較を可能にすることで有益だったが、はたして妥当なものなのだろうか。本稿では、人に知られず、ひそかに善行を積み、困窮者の救済や慈善活動などを行なう「陰徳」観念に注目することで、この広く定着している通説に一石を投じてみたい。

近江商人の「陰徳」観念に注目する理由は、近江商人の代表ともいえる中井源左衛門家初代光武（良祐）の「金持商人一枚起請文」のなかに、「陰徳」という言葉があるからである。中井光武（享保元年～文化2年）は蒲生郡日野に生れ、幼くして父を失い、困窮のなかで成長した。13歳のとき、江戸奉公を勧めた親戚に、「首尾よくあい勤め、三百、五百両の金子を貰い受け帰り候ても面白からず存じ候ゆえ、辞退」したという。「その志の気宇壮大さ」⁽⁴⁾が現れている。享保19年（1734）、19歳の時、漆器絵を描いて貯めた手元の二両と親戚の援助を得て、日野の合葉の行商をはじめに行ない、以後、関東（大田原）・東北地方（仙台・相馬）に出店し、寛政9年（1797）、82歳の時、子孫に財産の生前分与を行ない、文化元年には手元になお二万八千両余の資産を残した。司馬江漢は天明8年（1788）の旅行中、光武に会い、その肖像画を描いたが、

「往來の路傍に、一膳飯を鬻ぐ者は、生れし其処を離れずして渡世のなる故に、生涯一膳めしを以て終る」ことに対比して、「彼源左衛門といふ人は、僅の元金を持ち、奥州仙台に行き、此の地に綿を生ぜざる事を考へ、大坂より綿、木綿、古着の類を買ひ取り、仙台へ船まはしして、売りけるに、初は少々宛の商ひして、後、年を追ひて大商となり、今に至りては、人五十人を使ふ程の見世を張」⁽⁵⁾（『春波楼筆記』）った、アグレッシブな光武の商業活動を高く評価していた。

この光武が子孫に遺した「金持商人一枚起請文」は、何度も書き直され、亡くなる前年に執筆したものが軸装されて現存している。従来解釈では、その題名から法然の「一枚起請文」にならったものとされてきたものである。全文は以下の通りである。

もろへの人々沙汰し申さるゝハ、金溜る人を運のある、我は運のなき杯と申ハ、愚にして大なる誤なり。運と申事ハ候はず。金持にならんと思はゞ、酒宴遊興奢を禁じ、長寿を心掛、始末第一に、商売を励むより外に仔細は候はず。此外に貪欲を思はゞ先祖の憐みにはづれ、天理にもれ候べし。始末と吝きの違あり。無智の輩は同事とも思ふべきが、吝光りは消えうせぬ、始末の光明満ぬれば、十万億土を照すべし。かく心得て行ひなせる身には、五万十金の出来るハ疑ひなし、只運と申事の候て、国の長者とも呼ぶゝ事ハ、一代にては成かたし。二代三代もつゞいて善人の生れ出る也。それを祈候には、陰徳善事をなさんより全別儀候はず。滅後の子孫の奢を防んため、愚老の所存を書記畢⁽⁶⁾。文化二丑正月
九十翁中井良祐識

「金持商人一枚起請文」では、偶然の「運」ではなく、金持になろうとすれば、「酒宴遊興奢」を禁じ、「長寿」を心がけ、「始末」「陰徳善事」を実行するにある。「始末」とは「金銭の出入を慎」み、「収支の適合をはかること」⁽⁷⁾である。「国の長者」となることは、一代で達成できなくとも、子孫に成就する。金持ちになるのは「運」ではなく、自己の行動によると強調し、さ

らに「陰徳善事」を勧めていた。事実、中井家は寺社への寄進ばかりか、災害の際の救恤金の助成や施行を実行し、瀬田の唐橋の架け替え、宮城塩釜神社の敷石舗装などの様々な慈善活動をしている⁽⁸⁾。

本稿が注目するのは、近江商人の家訓には、この「陰徳」が頻出し、それぞれの家が慈善活動を行い、「金持商人一枚起請文」が特別なものではなかった点である。

兎角、物之費成るお助け、陰徳を守るものハ始終家徳天の恵之次第第二かなうもの也⁽⁹⁾。(矢野文左衛門家「文盲恥書」, 弘化2年)

神仏を尊ミ、御公儀を恐れ、御国恩を始として先祖より父母の御恩を忘ず、身分を弁へ奢りを慎み、貪欲をいましめ、陰徳を積むの心がけ専要に候事⁽¹⁰⁾。

(矢野治兵衛直直「遺言」, 明治2年頃)

このほかにも、近江商人の家訓や伝記の中に「陰徳」が頻出しているが⁽¹¹⁾、これまでの近江商人の研究では、陰徳善事も含めて仏教信仰(喜捨)ととらえられてきた⁽¹²⁾。しかし、現在、大塩まゆみ『「陰徳の豪商」の救貧思想—江戸時代のフィランソロピー』(ミネルヴァ書房, 2012年)が出て、豪商の「陰徳」観念が注目されている⁽¹³⁾。大塩は、天保の飢饉に際して救済事業を行ない、数々の慈善活動を行なった越前三国湊の北前船廻船問屋内田惣右衛門を掘り起こし、その思想的背景に「陰徳」観念があったこと、さらに中江藤樹や中国の善書を取り上げて、仏教思想とは異なる陰徳を論じている。本稿ではこの陰徳を手がかりにして、近江商人の仏教信仰説を再検討してみたい。

2 「陰徳」観念の系譜

陰徳は人知れずに善行を行うことである。「陰徳」の出典として漢・劉安編『淮南子』人間訓の言葉(「夫有陰徳者必有陽報, 有陰行者必有昭名」)が有名であるが、もっと身近なところに出ている。それは、手習塾の読本の教科書である『童子教』である。『童子教』は『実語教』と合わせて、寛永年間に刊行されて以後、多量に出版された。『実語教』と『童子教』は、「学ばざれば、智なし」智恵・学問の奨励と「父母の恩は山よりも高く、海よりも深い」父母への孝行を説いている。それだけではない。「七尺下って師の影を踏まず」「郷に入っては郷に従え」などの格言として、江戸期を通じて広く流通する言葉も含まれていた。そのなかに、「人として陰徳有れば、必ず陽報有り、人として陰行有れば、必ず昭名有り」(『童子教』)という一句があった。『童子教』の注釈書では、次のように解説されている。

陰徳とは、ひろくあらはさず内証にてよき道をおこなひたるを云也。此かくれたる徳も、かならず陽報とて天道にしろしめすゆへに、そのむくひをほどこしたまふ也。天照大神の正直は、一たんのゑこにあ

らずといへども、ついには日月のあはれみをかふむるとのたまふところおなじ⁽¹⁴⁾。(『童子教諺解』, 寛文10年刊)

三社託宣に加えて、『明心宝鑑』継善篇第一(寛永8年刊)の司馬温公の家訓を引照している。

明心宝鑑のとのまきに、司馬温公が家訓をひきていはく、こがねをつみて、もつて子孫にのこせども、子孫いまだかならずしもよくまもらず。書をつみてもつて子孫のためにすれども、子孫いまだかならずしもよくよまず。陰徳を冥々のなかにつみてもつて子孫長久のはかりごとなさんにはしかじ、とみえたり⁽¹⁵⁾。

「内証にてよき道をおこな」う陰徳は、「天道」「天照大神」が見ている、「むくひ」を施し、子孫は繁昌すると教えている。

手習塾で教えられた陰徳は、貝原益軒の通俗啓蒙書である益軒十訓でも説かれていた。『童子教』の「陰徳有れば陽報有り」の「陰徳」については、益軒は次のように説いていた。

陰徳とは、善を行ひて人にしられんことを求めず、只心の内にひそかに仁愛をたもち行ふをいふ。古人の曰、陰徳は耳のなるが如し。我ひとりしりて人しらず。およそ人の患ひをうれひ、人のよろこびをよろこび、人をあはれみめぐむに、鰥寡孤独のたよりなき人を先にし、人の飢ゑたるをすくひ、こゑたる人に衣をあたへ、つかれたるをたすけ、病者をすくひ、道橋を修理し、人に害あるをのぞき、人に利益あることをなし、(中略) 皆是陰徳なり。凡陰徳は、人しらざれども、天道にかなふ。故に後は必ずわが身のさいはひとなり、子孫の繁栄を得る道理あり。かるがゆへに、さいはひを求むるに、是にまさる祈禱なし⁽¹⁶⁾。(『大和俗訓』巻3)

「鰥寡孤独の、たよりなき人」・「飢ゑたる」人・「こゑたる人」・「疲れたる」人・「病者」を救い、「道橋を修理し、人に害あるを除き、人に利益ある事」をなすことが、陰徳である。人知れず行う「陰徳」の報いは、「わが身のさいはひ」と「子孫の繁栄」に及ぶのである。

この陰徳については、打算的な功利心に基づいた道徳行為だという解釈もなりたつだろう。しかし、見ず知らずの人たちを助ける陰徳をすれば、子孫・家が繁栄するというのは、現実的・功利的な判断ではなく、一種の信仰だったと思われる。見も知らぬ他人を助けても、見返りは期待できないうえに、将来、報われるという保証は何もないからである。益軒において、「わが身のさいはひ」と「子孫の繁栄」を保証しているものは、『童子教』と同様に、「凡陰徳は、人知らざれども、天道にかなふ」とあるような、信仰対象としての「天道」「天地神明」であった。

仁愛ふかくして、久しく陰徳をつみ行へる人は、其めぐみをうくる人の、よろこぶのみにあらず、天地

神明の御心にかなひ、よるこび給ふ理なれば、必天道のむくいあつく、目に見えぬ鬼神のまもりありて、たびたびわざはひをのがれ、子孫もながくさかえたのしむこと、其の理明らかにして、古今和漢ためしすくなからず。何のさいはひか福か是にしかん、何の祈祷祭祀か是にしかんや⁽¹⁷⁾。『五常訓』巻3) 誰にも知られずに行う陰徳も、超越的な「天道」が見えていて、わが身と子孫の繁栄を報いてくれるのである。

3 中国の善書『陰隲録』

江戸期の「陰徳」観念の広がり考える時に、「陰徳」と同義の「陰隲」を表題にした、明末の袁了凡『陰隲録』が和訳刊行されたことは重要である。『陰隲録』は元禄14年(1701)に雲棲株宏『自知録』と一緒に合刻されていたが、安永6年(1777)に「無名老人」によって和訳刊行されることで、広く普及した⁽¹⁸⁾。『陰隲録』は、陰徳によって自分の運命を作りかえることを、自らの科挙合格と立身栄達の成功体験をもとに力強く提示し、陰徳によって科挙合格を果たした人たちを列挙したところに、その面白さがあった。

この『陰隲録』の検討に入る前に、本田濟の「陰隲」論を紹介しておきたい⁽¹⁹⁾。「陰徳」観念が商業道德と関わっているという注目すべき指摘がなされているからである。本田は、道教系の善書である『文昌帝君陰隲文』や『太上感應篇』に見える、陰徳にたいして陽報があるという「陰隲」観念が、道教の教義のなかで重要観念であるにとどまらず、中国人の倫理観念・宗教観念の特質に触れるものであるとして、その発展過程を概略したうえで、『文昌帝君陰隲文』『太上感應篇』の徳目(陰徳)を五つに整理している。(1) 忠孝などの儒教的な人倫道德、(2) 鰥寡孤独を救う隣人的なもの(橋や道路の修復のような慈善活動はこの中に含まれる)、(3) 殺生戒などの仏教の戒律から脱胎したもの、(4) 井戸をまたぐな、竈をとびこえるななどの古い中国社会伝来の宗教的禁忌、(5) 職業道德とくに商業道德のようなものが重く見られることである。本稿に関わるのは、第五項目であるので、以下、引用してみよう。(5) 職業道德とくに商業道德のようなものが重く見られている。借りたものは返せ、梘目をごまかしてはいけない(感、陰)、にせものを本物に混ぜたりしてはいけない(感)、など。当然のことだと言えばそれまでであるが、少くも儒家などではあまり口にしない所である。儒家は、カルヴィンまでのキリスト教が利子の存在を厳禁したほどの、商業への阻害をしなかったけれども、商工を賤とする意識は常にある。食物を粗末にするなという戒律(感)は、発生的には(3)(4)に属するであろうが、商人にも最も必要な儉約貯蓄の道德律にもかなうものである。とにかくこういう徳目がくわしいということは、

これらの書物が、読者の中に商人たちの存在を多く意識しているのではないか。或はさらに想像を逞しくすれば、こういう徳目を生んだ道教の伝統を支え来った信徒に、商人が多かったのではなからうか。「借りたものは返せ、梘目をごまかしてはいけない」、「にせものを本物に混ぜたりしてはいけない」という徳目は、『太上感應篇』を代表とする儒釈道の三教一致の善書が流行した中国の明清時代の商人のみならず、近江商人の商業道德の基本である。ここに、「陰徳」観念が近江商人につながる理由もあったと思われるが、その検討の前に、『陰隲録』の特色を見ておこう。

『陰隲録』の特徴は、貴賤貧富・寿夭生死が天与のものだとする「定分思想と異なる点は、何よりも自分の運命を左右するものは自分であるとしている点」⁽²⁰⁾にある。

「太甲に曰く、天の作せる孽はなほ違くべし、みずから作せる孽は活くべからず」と。孔先生の汝の科挙に登らず、子を生まざるを算する者は、これ天の作せる孽なり。なほ得て違くべきなり。汝いま徳性を充広し、善事を力行し、多く陰徳を積めば、これ自己の作すところの福なり。いづくんぞ得て受享せざらんや⁽²¹⁾。(『陰隲録』立命の学)

多くの陰徳を積んで、定められた運命に抗し、禍を転じて福をなす強い意志が説かれている。ここには、「禍福は己よりこれを求めざる者なしと称するは、すなはち聖賢の言にして、禍福はただ天の命ずるところといふがごときは、すなはち世俗の論」⁽²²⁾(『陰隲録』立命の学)であることが、袁了凡の成功体験と多くの成功者によって強調されている。

此一段は人々の心も仏神の心もかはる事無れば、仏神の御意に合はんと志して、随分高ぶらぬやうに、真実より謙虚を守て福を受るの基を建立すべき也。古語に云、有志于功名者、必得功名、有志于富貴者、必得富貴といへり。此心は国家に功を立て、名を末代に揚んと志を立てる者は、終に必功名を遂る者也。又富貴に志を立てる者は、終に必富貴の人となるなり。是皆行ふ処の志の怠り無く強きに依る也。蟻の念も天に通ずるといへる俗諺も、志といふ者の間断さへなければ、必ず事を遂るといふ事をいへるなり⁽²³⁾。(『和語陰隲録』、32オ～32ウ)

『陰隲録』では、陰徳を積んだことで「功名」を遂げた人物を挙げている。もともと、明代の『陰隲録』の「陰徳」観念は、科挙に合格して功名を目指す能動的な「志」と表裏の関係にあったのである。ここに中国の善書の大きな特徴があった。

その際、注意すべきは『和語陰隲録』では、『陰隲録』にはない「立身」という言葉が使われていた点である。「かようの謙虚者故にや、其翌年立身したり⁽²⁴⁾」(謙虚利中、趙光遠、26オ)、「如此なる人品の者をば、天地鬼神の助け給ふ故、此少年決して此度は立身と存

る也」(謙虚利中, 丁敬宇, 25才)。『陰騭録』の功名は科挙に合格し、官僚になることだったが、科挙制度のない近世日本ではそれができないために、「立身」という言葉で一般化したのだろう。

それにしても、このような『陰騭録』(『和語陰騭録』)における「功名」「立身」の強調は、同時代の庶民の家業道徳論とは大きく異なっていた⁽²⁵⁾。たとえば、「本朝にて立身を心掛るは道に非ざる弁」⁽²⁶⁾(河田正矩『家業道徳論』巻下, 元文5年刊)、「かならずかならず身に応ぜぬ分限をねがひたまふな。おまへの何ほどお智恵がありても、人の貧福は出生の初めより定まりたる天命なる事なれば、中々智恵才覚のおよぶ事にあらず」⁽²⁷⁾(江島其積『商人家職訓』巻4, 享保7年刊)とあるような、「町人は町人であることに満足して、決して非分の望を起してはならない」、「先天的な所与を動かすことのできぬものとしてこれに屈従する宿命論」⁽²⁸⁾を基調とする町人思想とは、対照的であった。

そのために、『和語陰騭録』では、『陰騭録』以上に善行の困難さが強調されていた。『陰騭録』本文では、「郷人の善なる者少なく、不善なる者多し。故に一善事を見れば、争ひて非として共に之れを毀る。善人の俗に在るも、亦た自立し難し。且つ豪傑は錚々として、甚だ形迹を修めざれば、多く指摘し易し。故に善事は常に敗れ易く、善人は常に誇りを得、常に自ら完くすること能はず」(『陰騭録』積善)とあるが、『和語陰騭録』では堤防や道路の修復の際、「若一人の力に及ばぬ事は、多人と心を合せて、是非遂果べし。かやうの事をする人をば、必いかめしき人なり、差し出たる人なり、なんどいひて、誹者なり。其時に少しもひるまず、又我身の苦勞を顧ず、但人にはそしらるゝとも、天道の御手伝をして、天道の御意に入んと思ひて、夢々疑ひ怠るべからず」(積善, 55ウ)とあるように、陰徳善事は世間の人びとからかえって批難されることもあると、その難しさがより具体的に説かれている。にもかかわらず、断固として行なう陰徳善事は、「蟻の念も天に通ずるといへる俗諺」(前掲『和語陰騭録』)にあるような、強い意志が要求されるのである。さらに、「人にはそしらるゝとも、天道の御手伝をして、天道の御意に入んと思ひて、夢々疑ひ怠るべからず」とあるように、陰徳善事を行なう意志を内面的に補強していたのが、「頭を挙ぐる三尺、決して神明あり」(『陰騭録』謙虚利中)とあるような、超越的な「神明」「天道」の照覧だった⁽²⁹⁾。

4 中井源左衛門家の家訓

「金持商人一枚起請文」は、冒頭に紹介したように法然の「一枚起請文」に関連づけられて、仏教信仰にもとづいていると解釈されてきた⁽³⁰⁾。しかし、これまで見てきた「陰徳」観念の系譜の中で解釈すべきで

はないかと思われる。本節では3つの点からこの仮説を述べてみよう。第一は「陰徳」、第二は勤儉と薄利多売、第三は「立身」である。

(1) 陰徳

「金持商人一枚起請文」では、偶然的な「運」ではなく、金持になろうとすれば、「酒宴遊興奢」を禁じ、長寿を心がけ、「始末」、「国の長者とも呼るゝ事ハ、一代にては成かたし。二代三代もつゞいて善人の生れ出る也。それを祈候には、陰徳善事をなさんより全別儀候はず」とあるような「陰徳善事」を実行することにある。商業活動がたんに、自己と子孫のみならず、他者を救い、他者のためになるという信念がここには表明されている。

この「金持商人一枚起請文」の「陰徳」は、これまで見てきた「陰徳」観念ではないかと思われる。それをうかがわせる資料は、近江八幡の近江商人で、歌人でもあった伴蒿蹊(享保18年~文化3年)の『主従心得書』(寛政5年成)である。『主従心得書』は、「金持商人一枚起請文」とともに、近江商人の典型的な家訓として知られている。

吾は即先祖の手代なりとおもふべし。さて、陰徳をつむやうに平日心がけ有べし。是程の祈祷はなし。陰徳といふは目にみえぬかげの間にて人のためになるやうのとなり。物一つほどこすにもさだまりて礼をいふやうのことはすべき筈の事なり。おもてにはみえねども自然に其人のためになるやうにすれば、さきの人も其時はしらず後にはおもひしるべし。陰徳あれば陽報ありとて、かくのごとく常々つとむればめにみえたる幸を得て繁昌すべし。たゞし此幸を得るためとあてをしてするは陰徳にならず。無心にてすれば自然にめぐるなり。生物を殺さずむごくせぬも陰徳のことにて、惣じてわがいやなることは、人はもちろんいづれの生物もおなじことなり。よろづに我身をつみて人のいたさをおもふ心あるべし⁽³¹⁾。(『主従心得書』)

「陰徳有れば陽報あり」は、先に見たように『淮南子』の語で、『童子教』・益軒が引照していたものだが、それに止まらず、『陰騭録』をも射程に入れたものだったと思われる⁽³²⁾。伴蒿蹊が『陰騭録』を評価していたからである。

寿夭の天命いかにもすべからねども、あるひは善により、不善によりて、延促あるべきことも、またたがはぬことなるべし。袁了凡の陰騭録にも、此旨をねもごころに示さる⁽³³⁾。(『閑田耕筆』巻2, 享和元年刊)

さらに伴蒿蹊の主著ともいえる『近世崎人伝』には、陰徳の商人が紹介されていた。

摂津国今津の里、米屋與右衛門といへるは、儒学に長じて節儉をつとめ、富豪なれども僕に交りて、自

造酒の事をなし、世渡におこたらざれば、ますます富り。富るに随ひてはますます陰徳を行ふ。ある時親族の僕、主人の金百両をつかひ捨て、行へなくなりしを、さまざま尋求て深く諫めて後、其百金をあたへ、ふたゝび主の家に帰らしむ。又此里の内に道甚狭き所あり。されば火災あらん時に人の難あるべきをおそれて、其所を買て広くす。又板橋は火災の時危しとて、石橋に造りかへぬ。此類挙るにいとまなし。尤常に貧人を恵を所作とす。されば此人死せるとき、遠近の男女集り、こえをあげて泣悲しみけるさま、釈迦仏の入滅もおもひしられけると、見し人語りき。こゝにをかきしことは、其悲しむ人の中に、愚なる婦ありて、是ほどの学文したまへるさへよき人なるに、もしさもなくばいか計よき人にてあるべき、といへりしとかや。一語天下の学者の砭針すといふべし⁽³⁴⁾。(『近世崎人伝』巻2)

堤防や道路を修復したり、「常に貧人を恵を所作とす」のような陰徳善行は、『和語陰陽録』には世間の人びとに怪しまれたりすると説かれていたが、実際、米屋興右衛門のような「富るに随ひてはますます陰徳を行ふ」商人は、同時代には風変わりな「崎人」として特筆される人物だったことを示唆している。

ひそかに行う陰徳善行は自らの幸福ばかりか、子孫の繁栄を約束する行為だった。先に見た、『童子教』の解説書にも引照されていた『明心宝鑑』に見える、温公司馬光の家訓の言葉は近江商人の座右の銘になっていた⁽³⁵⁾。

近江商人において、営利行動は「常に貧人を恵を所作とす」のような慈善活動を目的とすることで正当化されていたといえるだろう。こうした慈善活動のような「目にみえぬかげの間にて人のためになる」ことをする陰徳を内面から支える根拠となったのが、中井源左衛門家の家訓では「天」であった。

唯人ハ人たる務を大切に心懸可申候也。恩を忘れず、冥加をおもひ、世の交り恭敬に、仮初にも自立自慢の心なく、人の難儀をおもひやり、人の喜を樂み、自己の自由を止め、其力に任て窮迫を憐み、救志ならば、上は天の御心に叶ひ、下ハ諸人の氣受能、商道の利運も其中に有べし。子孫長久の願、外に有べからず。所謂、立身行道、揚名後世、以顯父母孝の終と、古人も仰られしと也⁽³⁶⁾。(二代目源左衛門光昌「中氏制要」)

「人の難儀をおもひやり、人の喜を樂み」「窮迫を憐み、救志」を持ってなされる商業活動は、「上は天の御心に叶」っている。中井家では、「天の御心」は「天理」(「金持商人一枚起請文」)とも言い換えられ、また神仏とも別物ではない、何か見えない超越的なものを指していたといつてよいだろう。

中井家に限らず、「天」への信仰は近江商人の家訓に頻出する⁽³⁷⁾。先にみた益軒が説いていたように、

陰徳あれば陽報あることを保証する「天道」への信仰だといつてよい。天道、あるいは神仏が見ているから、どんな場所であっても、嘘偽りのない正直な商売をしなければならぬ(本田濟が指摘しているように、「借りたものは返せ、枿目をごまかしてはいけない」という商業道徳は陰徳の一つだった)。正直な商売をしていれば、天道が照覧して、わが身の成功ばかりか、子孫も繁昌するという「陰徳」観念は、実際、近江を飛び出して、余所者として全国各地で商売を行なった近江商人にとって、内面的な支えになったろう。「天の御心に叶」う正直・勤勉こそが、見ず知らずの土地で「諸人の氣受能」く信用を勝ち取る行動だったのみならず、他郷で自信をもって商業活動をする内面的な支柱になったと思われる。

(2) 勤儉と薄利多売

また中井家の家訓のなかで注目すべきは、二代当主源左衛門光昌作と推定される「中氏制要」が薄利多売を説いていた点である。光昌(宝暦7年～文化5年)は、初代光武から相続した財産三万両余りを五万六千両余に増加させたばかりか、司馬江漢や脇坂義堂らとも交流する文人的な気質をもっていた。興味深いことには、彼の「中氏制要」が貝原益軒の『大和俗訓』を典拠にしていたという点である。遊芸を戒めた箇条に、光昌は次のようにいう。

遊芸に耽り候は商人の忌むべき事に而候。(中略)至楽莫如讀書、至要莫如教子といへり。何れ惑を開き、疑を解こと、古人によらずんば有べからず⁽³⁸⁾。このなかの「至楽莫如讀書、至要莫如教子」は、「古語曰、至楽莫如讀書、至要莫如教子」⁽³⁹⁾(『大和俗訓』巻2)とあるように、『大和俗訓』からの引用だと思われる。そのことがはっきりするのは、「中氏制要」のなかでもっとも有名な勤勉・正直を説いた箇条である。

人生ハ在勤、勤則不匱と。勤ハ利の本なり。能勤而おのづから得るハ真の利也。御先代より初置れし仕成の売買大切ニ守、正直に取扱可申候事也。仍而是買置事、相場事、やしの儀は、子孫門葉に至迄堅禁制たるべき也。慾をほしむるにすより大なる禍ハなし。人の非をそしるより大成悪なしと古人いへり。此二は義理に乖くのみならず身を亡す道也。戒べし。又漢書に、貪買は三之、廉買は五之と。その意、正直の商人は人の進を買、乞を売として有無を達するといふ成べし。商道の本意にあらずや。故に自然利の廻り多し。相場、買置等之買術は所謂貪買の所為、人の不自由をめぐゝるは、他の難儀を喜ものなれば、利を得ても真の利にあらず、何ぞ久しからんや。常平愈建れし仁政の趣意とは同日の論にあらず⁽⁴⁰⁾。

この「相場」「買置」による一時的な投機ではなく、薄利多売の勤勉・正直が「商道の本意」だとする箇条

は次の『大和俗訓』を下敷きにしていた。

古語に、人生在勤、勤則不匱といへり。つとめは利の本なり。よくつとめておのづから得るは真の利なり。利を専むさばれば必害あり。農の田つくりて五穀を多く得るも、工のたくみを営み、商のあきなひて利を得るも、皆つとめよりなし出す利なり。(中略)商人は、いつはりなく正直にして、利分をすくなくとれば、諸人の信愛あつく、たのもしげありて、必あきもの多くうる、故、利を得ること多し。是皆本をつとめて、おのづから来る所のまことの利なり。もし工は器をそごうに作りていつはり、商はあきものをいつはりて、利を多くむさばれば、人信ぜずして、かれが器、うりものをかふ人すらなくなり、かへりて利を得る事すくなくし。漢書に貪賈は三之、廉賈は五之といへるも、この意なり。いふ心は、欲ふかき商人は三分の利を得、欲すくなく商人は五分の利を得る。欲ふかき者は利を得ることすくなく、欲すくなく商人はかへりて利を多く得るとなり⁽⁴¹⁾。 (『大和俗訓』巻7)

勤勉・正直の薄利多売は、買い手の「諸人の信愛あつく、たのもしげ」があり、結局、長期的安定的な利潤獲得のためになるのである⁽⁴²⁾。

ちなみに、ここに引照されている『史記』貨殖列伝の言葉「貪賈は三之、廉賈は五之」は、近世初頭の藤原惺窩が、京都の豪商角倉了以の子吉田素庵が安南に派遣された時に、素庵に代わって書いた「舟中規約」(慶長9年)にも引かれていた。周知のように「舟中規約」は東南アジア諸国との間で朱印船貿易を行なったときに、風俗・言語の違いににもかかわらず、普遍的な「天賦の理」にもとづく関係を築き上げようとしたことで思想史的な画期性を指摘されてきた。そのなかに出てくるのである。

凡そ回易の事は、有無を通じて以て人已を利するなり。人を損じて己を益すにあらず。利を共にする者は、小なりといへども還つて大なり。利を共にせざる者は、大なりといへども還つて小なり。いはゆる利なる者は、義の嘉会なり。故に曰く、貪賈はこれを三にし、廉賈はこれを五にすと。焉を思へ⁽⁴³⁾。(『惺窩先生文集』巻9、舟中規約)

外国貿易での信用、理の普遍性は抽象的なものではなく、利益の相互性が基礎になっていたのである。言語・風習が違っていても、相互に利益を得る信用が対等な関係を作り上げる。近江商人の場合、日本国内であるが、薄利多売の商売をすることで、他地域での信用を獲得した点で、この「有無を通じて以て人已を利する」藤原惺窩の「舟中規約」と同じ経済観念に立っていたといえよう。

さらに注目すべきは、近江商人にとって薄利多売は、人知れず行う「陰徳」であると捉えられていたことである。蒲生郡中在寺出身で、武蔵国秩父の大宮郷で酒

造店を開店していた四代目矢尾喜兵衛(文化6年～安政3年)は、「陰徳ハ子孫長久の種なるべし」⁽⁴⁴⁾(『商主心法 道中独問答寝言』、嘉永6年)と述べ、次のような言葉を残している。

世之中ニ陰徳を積程の功德ハなし、陰徳あれハ必陽報ありと古人もの玉ふ也。此陰徳を行ふニも種々様々名々あれど、商人たる者ハ品物を能吟味し薄利ニ売出すカ陰徳の随一たるへし、然ル時ハ必子孫長久の種なるべし⁽⁴⁵⁾。(『商主心法 道中独問答寝言』)薄利多売の陰徳は自己の利益になり、子孫の繁栄をもたらすととともに、人々のためになるのである。いわゆる「三方よし」(売り手よし、買い手よし、世間よし)の原典とされている、中村治兵衛宗岸「宗次郎幼主書置」(宝暦4年)の「此国之人一切之人々皆よく着被申候様ニと、自分之事ニ不思、皆人よく様ニと思ひ高利望ミ不申、とかく天道之めぐみ次第と、只其ゆくさきの人を大切ニおもふべく候」⁽⁴⁶⁾という一節は、陰徳という言葉こそないものの、基本的な考えは「中氏制要」や『商主心法 道中独問答寝言』と同じであるといえるだろう。

(3)「立身」の志

先に述べたように、中井源左衛門家初代の光武は立身への「気宇壮大」な志を持っていた。中井家では、そうした立身出世への意欲を奉公人に鼓舞していた⁽⁴⁷⁾。初代光武から四代光基にいたるまで、中井家の家則には「立身出世」へ奉公人に促している。

奉公人たるもの第一励忠勤、親孝行傍輩中子供に到迄、随分陸敷人の妨に相成候儀を不致、聊人に疑を不受様相慎、相互立身出精可致候⁽⁴⁸⁾。(四代目「光基掟目」)

子供之内より気随情弱に身を持候得は、立身出精不情不遂ものに候⁽⁴⁹⁾。(同上)

もちろん、「立身」といっても『陰陽録』のような科擧に合格することではなく、商家のなかの職階(丁稚→手代→番頭→支配人→別家)を上昇することである。約20年間の奉公を勤めあげ、主家の屋号あるいは暖簾を分たれて、別家(宿持ち)として独立自営業者となるのが最終目標だった。中井家ではないが、五箇荘の外村家の家訓では、別家し独立することを「創業」だと表現している。

主家之職業入精致候も、後々我創業之稽古にて、身をたつるの基に候間、専心を尽し修行可被致事に候⁽⁵⁰⁾。(外村宇兵衛家「家訓」、安政3年)

奉公も「創業之稽古」だと思い、別家は「創業」だと考えられていたことは、注意しなくてはならない。奉公途中に脱落した同輩たちも多かった⁽⁵¹⁾。そのなかで、独立することは、国の基をたてる「創業」(『孟子』梁惠王下)ともいえる、並々ならぬ「立身」だったのである。

5 展望

近江商人の商業道徳は仏教信仰ではなく、「目にみえぬかげの間にて人のためになるやうのこと」をする「陰徳」と強い意志の「立身」の観念にもとづいていた。それは手習塾の教科書である『童子教』や益軒本、そして、18世紀後半の『和語陰陽録』に見られるものであった。もちろん、このような「陰徳」と「立身」は、近江国のみを広げた観念ではない。全国どこにでもあるものである。換言すれば、「陰徳」と「立身」は近江商人の商業道徳にとって必要条件であって、十分条件ではない。それに答えるためには、思想以外の近江国の地理的・歴史的環境などが考慮されるべきであろう。しかし、それにしても、近江商人の商業道徳が仏教信仰、就中、他力信仰の浄土真宗とはまったく異質なものであったことだけは確認できたと思われる。最後に二つの課題を挙げておこう。

最初に紹介したように、大塩まゆみは越前三国湊の北前船廻船問屋内田惣右衛門の慈善活動に「陰徳」を見出し、さらに庄内国酒田湊で北前舟廻船業を営んだ本間光丘にも、「陰徳」観念があることを指摘していた⁽⁵²⁾。陰徳は近江商人のみの特異な観念ではなかったのである。このほかにも、たとえば、肥前有田の商人正司考祺（寛政5年～安政4年）にも、「陰徳」観念が認められる⁽⁵³⁾。正司考祺は『経済問答秘録』（天保4年刊）や『家職要道』（慶応2年刊）を著したことで有名である。正司考祺は、商人のための立身出世と家業繁昌のための要道を平易に説いた『家職要道』のなかで、「問陰徳法」を論じている。そこでは、はっきりと『陰陽録』を参考書として挙げている。

尚又陰徳に志あらば、陰陽録・福寿全書等に委く見へたり⁽⁵⁴⁾。（『家職要道』巻5、問陰徳法上）
さらに、近江商人の座右の銘になった司馬光を引照して次のように説いている。

司馬温公の語に、万金を子孫に譲りても、子孫奢る時は保つ事能はず。万卷の書を譲りても、子孫不学なれば蟬に喰するより外なし。陰徳を冥々の中に施し、以て子孫長久の計を為といへり。天道は往て還らざる事なし。夏過れば冬来る。陰あれば陽あり、善を施せば善報い來り、悪をなせば悪むくい來れるは天地の常理なり。我家富る時人を恵み置ば、我子孫の貧しくなる時、又恵まる人起るべし。我疎業の者を善道に導き置ば、我子孫に疎業の者出る時、又導く人有て善道に入るべし。故に子孫長久の計をなすといへり。（中略）若陰徳に志あらば、貧福によつて身分に応じ、一年に百文にても、十貫文にても、掛銀にて四五十年の講会に加はり、満会に収当と思ふて施すべし。播たる種は一度は萌ずといふ事なし。種一粒は百倍となるべし。故に百年の計は徳を藪（うゆ）るといふ也。此意を得と考へて、小利を

捨て大利を取らんと、講銀必ず怠る事なかれ⁽⁵⁵⁾。
（『家職要道』巻6、問陰徳法下）

天道を内面的な保証にした陰徳をもとに、自家の發展と社会事業（考祺は、火災後の町の復興に尽力した）を説いていた。正司考祺のほかにも、まだまだ陰徳の商人たちがいるだろう。この点は18世紀後半以降の活動的な商人の思想的な特質を考えるうえで大事な問題であろう。今後の課題である。

さらにもう一つ、今後の課題として挙げておきたいことは、「陰徳」観念を通して東アジアの商人道徳を考えることである。周知のように、余英時『中国近世の宗教倫理と商人精神』は、M・ウェーバーのプロテスタンティズムの世俗内禁欲説と対比しつつ、儒教の三教一致の思想が世俗内禁欲をうながし、明清時代の商人精神を支えていたことを論じていた。そこには、近江商人と重なるところが多々ある。先に見た、益軒の『大和俗訓』を踏まえていると推測した「中氏制要」に引かれていた蘇頌「人生在勤、勤則不置」（『名臣言行録後集』巻11）は、余英時が明代商人の勤勉を正当化した言葉として取りあげていた。

蘇氏は「勤」の範囲をいっそう拡大して、人生全体の基礎としてしまった。「勤であれば貧乏することはない」ということばからみれば、彼が指すものはすでに「勤学」ととどまらず、士、農、工、商各階層の人を包括している⁽⁵⁶⁾。

薄利多売を根拠づけた『史記』「貨殖列伝」の「貪賈はこれを三にし、廉賈はこれを五にす」もまた、余英時が引いている。

魏禧の「三原申翁墓表」は申文彩について語る。

塩の売賈を営み、廉賈五利の術を得て、家はおおいに栄えた。（『魏叔子文集』巻18）

「廉賈」の語は『史記』「貨殖列伝」の「貪賈はこれを三にし、廉賈はこれを五にす」に出典する。宮崎市定はこの二句のことばについて新解釈をし、「貪賈」はただ三回売賈に出向き、「廉賈」は五回出向くと見なしている。この説がもし信じられるならば、薄利多売の原則は早くから出現しており、明清になってやっとおおいにその道が行われるようになったにすぎない。ただし、「廉」の字には道徳的意味あいがある⁽⁵⁷⁾。

さらに、「立身」を遂げた「創業」も、余英時がその画期性を特筆した言葉だった。

（明末の曹叔明『新安休寧名族志』巻1の商人の程周の記録を引いて）ここで用いられている「創業推統」[[孟子] 梁惠王下]の四字はまったくたごどではない。この四字はもともと開国の帝王の専売品だった。それが今やついに商人の事業を形容するのに用いられるようになったのだ。この新しい用法に反映されている社会心理の変化は軽視することのできないものだ⁽⁵⁸⁾。

近江商人の商業道徳は近江一国に止まらない全国的な広がりをもつうえに、中国近世の商人精神という共通性をもっていたのである。ここに、近世の商品経済の進展に対応した、東アジアの庶民の三教一致思想と商人精神との関連というグローバル問題を想定することができる。今後の課題である。

注

- (1) 内藤莞爾「宗教と経済倫理—浄土真宗と近江商人」(『社会学年報』第8輯, 1941年, 後に『日本の宗教と社会』所収, 御茶の水書房, 1978年)。
- (2) R・N・ベラー『徳川時代の宗教』(原著1957年刊, 池田昭訳, 岩波文庫, 1996年)。
- (3) 芹川博通『宗教的経済倫理の研究』(多賀出版, 1987年)。
- (4) 日野町史編さん委員会編『近江日野の歴史(日野商人編)』巻7(2014年, 日野町) 88頁。
- (5) 『名家随筆集 下』(有朋堂文庫, 1914年) 386頁。
- (6) 江頭恒治『近江商人中井家の研究』(雄山閣, 1965年) 909頁所引。末永國紀『近江商人—現代を生き抜くビジネスの指針—』(中公新書, 2000年) 224頁所引。
- (7) 宮本又次『近世商人意識の研究』(有斐閣, 1941年) 35頁。宮本は商人意識の積極面として, 才覚・始末・算用の三つを挙げ(ちなみに消極面は奉公・対面・分限である), 「始末」の例証として「金持商人一枚起請文」を挙げている(同上, 36頁)。
- (8) 前掲『近江日野の歴史(日野商人編)』120～125頁。なお本書には日野の近江商人各家の社会貢献が詳述されている。
- (9) 芹川注(3)前掲書453頁所引。矢野文左衛門の「文盲恥書」は, 「近世近江商人の典型的な家風書と見て差支へない」(『近世商人意識の研究』241頁)と, 宮本又次は評価している。
- (10) 『近江日野の歴史』巻7「日野商人編」付録CD-ROM, 資料番号110。
- (11) 「(塚本)喜左衛門(五箇荘村の近江商人, 引退後の明治40年からは旧南五箇荘村の村長)は, 「陰徳を積む」ことを心がけた。当時は, どの村にも小作や貧農が多く, その家の戸口に米や金銭を入れた袋をそっと置いてくるのが, 同家の丁稚の仕事であった。」(窪田和美『近江商人の生活態度—家訓・倫理・信仰』法蔵館, 2020年, 50頁)。
- (12) たとえば, 芹川は, 「陰徳を積むとは, 仏教の因果応報の思想に基づいた「喜捨」や「施与」の精神であり, 社会奉仕というすぐれた宗教的経済精神を表わすものであるということが出来る」(前掲書, 589頁)と指摘している。
- (13) 宇佐美英機は, 人口に膾炙する近江商人の「三方よし」が同時代の資料になく, 現代の造語であると論じ, 陰徳善事が近江商人に限ったことではないうえに, 「陰徳善事」の実践形が「三方よし」だと指摘している。基本的な考えに筆者も同意するが, いまだ近江商人の陰徳の検討はなされていない。宇佐美英機「近江商人研究と「三方よし」論」(『滋賀大学経済学部附属資料館研究紀要』48号, 2015年)参照。
- (14) 『日本教科書大系 往来篇 教訓』(講談社, 1969年) 228頁。
- (15) 同上。
- (16) 『益軒全集』巻3(益軒全集刊行部, 1911年) 87～88頁。
- (17) 同上, 270頁。
- (18) 『和語陰陽録』は, 国文学資料館の日本古典籍総合目録データベースによれば, 安永六年版のほか, 寛政一二年版, 文政元年版, 天保一四年版, 刊年不明のものもある。
- (19) 本田濟「陰陽」(『人文研究』1号, 大阪市立大学文学部, 1959年)参照。なお, 中国の「陰徳」については, 緒方賢一「「陰徳」の観念史」(『中国近世士大夫の日常倫理』, 中国文庫, 2014年)参照。
- (20) 奥崎裕司『中国郷紳地主の研究』(汲古書院, 1978年) 212頁。
- (21) 石川梅次郎『陰陽録』(中国古典新書, 明德出版社, 1970年) 63頁。
- (22) 同上, 76頁。
- (23) 愛知教育大学附属図書館所蔵。
- (24) 『陰陽録』原文は, 「明年遂登第」(謙虚利中, 趙光遠)とある。
- (25) 家業道徳論の思想史的位置づけは, 拙稿「儒学・国学・洋学」(『岩波講座 日本歴史』巻12(岩波書店, 2014年)参照)。
- (26) 『通俗経済文庫』巻9(日本経済叢書刊行会, 1917年) 303頁。
- (27) 『通俗経済文庫』巻4(日本経済叢書刊行会, 1916年) 139頁。
- (28) 家永三郎『日本道徳思想史』(岩波全書, 1954年) 164頁。
- (29) 「陰徳」にたいする「神明」の照覧を思想の中心に置いたのが, 国学者平田篤胤だった。篤胤の陰徳論については, 拙稿「平田篤胤における陰徳観念」(『日本思想史学』54号, 2022年)参照。
- (30) 「金持商人一枚起請文」が脇坂義堂の『五用心慎草』巻下(文化3年刊)に紹介されているところから, 石門心学との関連も指摘されてきた。この点, 江頭恒治は, 義堂と懇意であったのは光昌, 京都分家の武成であって, 「金持一枚起請文」が義堂の影響を受けて作成されたものではないと論じている(江頭注(6)前掲書, 914頁)。
- (31) 『通俗経済文庫』巻12, 325～326頁。
- (32) 『主従心得書』の陰徳について, 宮本又次は, (陰徳を言う)「この裏には商人的な取引の観念, 給付対反給付の思想が根強く働いてゐた」(宮本又次『近世商人意識の研究』223頁)。さらに, 「保守的な「あり来り」の尊重を説いたのみ」(同上, 225頁)であるとも論じていた。しかし陰徳陽報は打算的な「取引の観念」ではなく, 禍を福となす「積極的な商人」の観念だったといえる。
- (33) 『日本随筆大成 第一期』巻18(吉川弘文館, 1976年) 213頁。
- (34) 森銚三校註『近世崎人伝』(岩波文庫, 1940年) 60頁。
- (35) 小倉榮一郎『近江商人の理念 増補版』(サンライズ出版, 2020年) 82頁。小倉はこの司馬光の家訓を八幡の藤原忠兵衛と野洲の広瀬平が座右の銘にしたと紹介している。
- (36) 前掲『近江日野の歴史』巻7「日野商人編」付録CD-ROM, 資料番号28。芹川前掲書, 415頁。
- (37) 近江神崎郡門前村の中村治兵衛宗岸「富有に至ると

- も益々謙退して人は我より賢き者と思ふべし、恭儉にして驕らざれば自ら天の佑を得るものなり。」(宮本又次前掲書221頁所引)。「陰徳ハ天へ徳を預ケ置事と知るべし」(『商主心法 道中独問答寝言』)。
- (38) 前掲CD資料番号28。芹川注(3)前掲書413頁。
- (39) 前掲『益軒全集』巻3, 73頁。
- (40) 前掲CD資料番号28。芹川注(3)前掲書414～415頁。
- (41) 前掲『益軒全集』巻3, 140頁。末永國紀は、「中氏制要」の「人生は勤にあり」の一句を、営利活動を肯定した石田梅岩の石門心学と結びつけ、「近江商人はこの石門心学の実践者であった」(前掲『近江商人』227頁)と位置付けているが、根拠を示していない。
- (42) 商人の「立身出世」に正直が最良の策だという市場道徳については、渡辺浩『日本政治思想史 [17～19世紀]』第4章「家職国家」と「立身出世」(東京大学出版会, 2010年)参照。
- (43) 『藤原惺窩・林羅山』(日本思想大系28, 岩波書店, 1975年)89頁。源了圓は、「有無を通じて以て人己を利する」という「利」観念は、惺窩「後の日本の町人たちが久しく忘れてしまった考え方」(『近世初期実学思想の研究』, 創文社, 1980年, 180頁)であると指摘している。
- (44) 末永國紀・本村希代・奥田以在「近江商人の石門心学修養録 「商主心法 道中独問答寝言」」(『経済学論叢』57巻2号, 2005年9月)所引。
- (45) 同上。
- (46) 末永國紀「近江商人中村治兵衛宗岸「書置」と「家訓」について—「三方よし」の原典考証—」(『同志社商学』50巻5・6号, 1999年3月)所引。
- (47) イエの意識をともなった「立身出世」が、市場経済・経済競争のなかで通俗経済書のなかで説かれた点については、渡辺注(42)前掲書参照。
- (48) 芹川注(3)前掲書428頁。
- (49) 同上。
- (50) 宇佐美英機「近江商人」の家訓・店則にみる「立身」と「出世」(『経済史研究』5号, 大阪経済大学日本経済史研究所, 2001年)所引。宇佐美は近江商人の家訓・店則に、奉公人にたいして「立身」「出世」を鼓舞することが広く見られることを指摘している。
- (51) 奉公人のうち、半数以上が5年以内、大部分が10年以内に退職し、20年以上も勤続した者は数%にすぎず、退職理由としては病死・病気あるいは不埒・不都合・家出などが目立つという。上村雅洋「近江商人の雇用形態」(安岡重明・藤田貞一郎・石川健次郎編『近江商人の経営遺産』, 同文館, 1992年, 70頁)参照。
- (52) 大塩前掲書138頁。
- (53) 正司考祺については、宮本又次『町人社会の人間群像』(ぺりかん社, 1982年)第6章「正司考祺の業績とその経済思想」参照。
- (54) 『日本経済叢書』巻24, 181頁。
- (55) 同上, 197頁。
- (56) 余英時『中国近世の宗教倫理と商人精神』(初出1987年, 森紀子訳, 平凡社, 1991年)120頁。
- (57) 同上, 226頁。
- (58) 同上, 214頁。

(2022年9月9日受理)